

議案第 5 6 号

海老名市自転車等駐車場条例の一部改正について

海老名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名駅自由通路整備事業及び西口土地区画整理事業の実施に伴い、原動機付自転車駐車場の廃止及び移転をするため並びに自転車等駐車場の一時使用料の追加及び使用時間の変更をするため

海老名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

海老名市自転車等駐車場条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 海老名駅西口第2 有料自転車駐車場の項中「海老名駅西口第2 有料自転車駐車場」を「海老名駅西口第2 有料自転車・原動機付自転車駐車場」に改め、海老名駅西口第1 原動機付自転車駐車場の項及び海老名駅西口第2 原動機付自転車駐車場の項を削る。

別表第2 中

「

海老名駅西口第2 有料自転車駐車場	1,000円	800円	—
海老名駅西口第1 原動機付自転車駐車場	(1) 市内に住所を有する者 2,000円		—
海老名駅西口第2 原動機付自転車駐車場	(2) 上記以外の者 2,500円		200円

を

」

「

海老名駅西口第2 有料自転車・原動機付自転車駐車場	(1) 原動機付自転車 ア 市内に住所を有する者 2,000円 イ 上記以外の者 2,500円	—
---------------------------	---	---

に、

	(2) 自転車	
	ア 一般 1,000円	
	イ 学生 800円	

」

「

原動機付自 転車 200円

」

「
を

(1) 原動 機付自 転車 200円
(2) 自転 車 100円

」

に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第11条関係）

自転車等駐車場使用時間

区 分	名 称	使 用 時 間
月極使用	海老名駅東口立体有料自転車駐車場	終日（入庫は午前5時から翌日の午前1時30分まで）
	上記以外の有料自転車等駐車場	終日
一時使用	海老名駅東口立体有料自転車駐車場	終日（入庫は午前5時から翌日の午前1時30分まで）
	上記以外の有料自転車等駐車場	終日（1月1日から同月3日までの期間を除く。入庫は午

		前 7 時から午後 8 時まで)
	自転車等置場	終日

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。